

牧地争いをめぐる2つの文書 —中国内モンゴル自治区の1事例より—

尾崎孝宏

はじめに

本稿は、拙論「牧地争いをめぐる語りと実践—中国内モンゴル自治区の1事例より—」（尾崎 2012）の続編として、主としてその後の展開に関連する2つの文書に着目して検討を進めていきたい。

上記論文の内容のうち、本稿と密接に関連する部分を簡単に紹介すると以下のとおりである。内モンゴル自治区四子王旗の東部に位置するAソム¹⁾において、隣接する中国人民解放軍の軍事演習場である「Z軍事訓練基地」が拡大していくプロセスの中で牧民が立ち退きを迫られるようになった。2010年、彼らはAソムの役人から1人あたり10万元および、今後5年間は牧地1ムーにつき3元を支払うという補償条件で立ち退きの協定書に同意することを求められたが、10万元という補償金額は彼らの牧民としての1～2年分の年収程度であり低すぎるという判断に加え、Aソムの資金不足により補償金を全額支払えないため、残金は来年支払うという約束での同意を求められたことに立腹した。つまり10万元では生活の補償としては少なすぎるのみならず、その10万元すら満額支払われない可能性を危惧したのである。そこで彼らは、補償金額の上積みを探索することになった。

だがAソムも、牧民が利用する牧地の管理主体であるはずの四子王旗も交渉に応じる姿勢を見せなかったため、まず旗の上級行政単位であるウランチャブ市政府に牧民50名ほどが赴き、支援を求める「上訪」を行ったが、彼らも問題解決の姿勢を見せなかったため、次に30名ほどが内モンゴル自治区政府へ「上訪」を行った。しかしそこでもあまり効果がなく、ついに彼らは北京まで「上訪」に行くことを決意し、2011年11月下旬、40名ほどの牧民が中央政府に「上訪」に行った結果、中央政府の担当者が牧地に対する補償金を5年から18年に延長するという調停案を示し、その場では旗幹部も調停案に同意した。

だが、彼らが北京から戻ると旗政府は北京での約束を反故にしたため、同年12月にふたたび北京への「上訪」を計画していたところ、旗政府から個々の牧民に対する強力な説得工作が展開され、結局のところ2回目の「上訪」は中止となった。ただ北京への「上訪」は地方政府の譲歩を引き出すカードとしては有効に機能し、上記論文を執筆していた2012年3月現在、1人当たりの補償金額は10万元から14.9万元に引き上げられ、すでに協定書に同意した牧民も存在した（尾崎 2012：28-30）。

一方、本稿執筆における主要インフォーマントであるD氏は、前掲論文のB氏の家族と同様、

Aソムの牧民であり、また「上訪」などの交渉活動にも積極的に関与してきた人々の1人である。筆者は2013年8月に、四子王旗の中心地であるウランホア鎮の一角に新たに建設された、軍事演習場からの立ち退き移民に提供する住宅地であるF小区のD氏宅において聞き取り調査を行った。D氏は2013年の4～5月ころ²⁾にAソムからF小区に転居してきたという。F小区には6階建てのアパートが7棟建てられており、各棟に90戸が入居できる構造となっていた。そのため、調査当時は最大で630戸が入居できる状況であったはずだが、後述するように軍事演習場からの立ち退き対象は500戸に満たないため、F小区は必ずしも当演習場からの立ち退き牧民のみのために建設されているわけではないと想像される。

D氏によれば、Aソムの役人は「上訪」後の2011年末に牧民へ「牧民の立ち退きと転居に関する政策の広報パンフレット」（牧民搬遷安置有関政策宣伝単）と称する、A3用紙にモノクロ印刷された文書を配布したという。筆者はD氏よりそのパンフレットを閲覧させてもらう機会を得たので、以下にその全文を訳出しておく。

「牧民の立ち退きと転居に関する政策の広報パンフレット」全文訳

一、立ち退き転居政策

（一）立ち退き転居の人口範囲

1. 草地がすべて軍事用地内にあり、戸籍上の住所と不動産権利証の住所が同一（人戸一致³⁾）な者は、すべての立ち退き転居措置を受けることができる。
2. 草地の一部分が軍事用地内にあり、かつ軍事用地内の草地総面積が20%以上の牧戸は、戸籍人口と草地面積を結びつける方法により、世帯から離脱する人口に転居措置を実施する。離脱後に立ち退き転居措置が必要な者には、相応の待遇を与える。転居が必要でない者は何らの措置も受けることができない。用地内の草地面積が総面積の20%より小さい者には離脱を実施せず、実際の状況に基づき、相応の補償もしくは草地を調整することで解決する。

（二）補償政策

1. 一回限りの困難補償金として1人10万元。
2. 生産用・生活用財産の損失補償資金（用地内の建築物・構築物のみを補償する）は、実際の評価額で補償を与える。
3. 新築住居の転居補助金は、立ち退き人口ごとに1人4.7万元とする。立ち退き牧戸が移民転居用住居を購入するときは、原則として1戸に転居用住居を一つ手配し、住居は原価購入とする。

4. 教育補償資金

（1）現学制補償資金

学生は協議書に合意した時点での就学学制（学齢前・9年義務教育・高校（中等専門学校を含む）・大学（高等専門学校を含む））に応じて補償類別を確定し、当該学生の学制内での剰余年限（本学年を含む）を乗じて計算する。

1. 学齢前の児童は幼稚園代⁴⁾として毎年8000元（学制3年）
2. 9年義務教育の練習帳代・交通費として毎年60元（小学1年生から中学卒業まで計9年）
3. 高校（中等専門学校を含む）は毎年8000元（学制2年ないし3年）
4. 大学（高等専門学校を含む）は毎年1.5万元（専科は学制3年、本科は4年ないし5年）

(2) 食費補償金

食費補償は現在学前教育・9年義務教育・高校（中等専門を含む）の学生のみを援助し、基準は1人毎年1200元とし、当該学生の学制内での剰余年限（本学年を含む）を乗じて計算する。大学（高等専門を含む）の学生は食費補償金を受けられない。

以上の2項目の合計が、その学生が受け取るべき教育補償金である。

5. 協議書に合意した人口は、戸籍を都市戸籍に移し、2012年1月1日より都市A類最低生活保障⁵⁾待遇を受ける。2011年の基準は440元/人・月であり、今後最低生活保障の提示基準額に従い、年々保障金の基準が引き上げられる。元来受けていた牧民最低生活保障・「五保」⁶⁾待遇はこれに従い取り消される。また都市職工養老保険・都市職工医療保険の対象者となる（満18歳未満の者は、満18歳以降に対象者となる）。男性は満60歳、女性は満55歳になると、2012年1月1日より養老保険を受け取る待遇となる。対象年齢に満たない者は上述の年齢に到達した後、養老保険を受け取る待遇となる。
6. 軍事用地内にある草地はすべて「国家草原生態補奨禁牧地域」⁷⁾となる。政策実施期間内は毎年5.1元/ムーが支給される。今後政策が延長されれば、補助金を継続して受け取ることができる。2011年11月末までに家畜を売却した牧民へのインセンティブとして、本年は2年分の基準額である10.2元の補償を与える。2011年以降は国家基準とする。

(三) 就業政策

1. 立ち退いて都市に移住した牧民は全員就業困難人員として扱い、「就業失業登録証」を発行し、国家の関連する優遇政策を受けられるようにする。
2. 労働能力のある立ち退き牧民に対しては、政府組織が職種ごとに多様な形式の無料職業訓練を実施し、各人が少なくとも一つの専門技能を習得できるように努め、最終的には安定した就業を実現する。

二、補償金の支払い方法

- (一) 禁牧補助の支払い方法。禁牧補助は立ち退き協議書の金額には含まれず、毎年牧戸の「一卡通」⁸⁾口座に直接支払われる。
- (二) 協議書の金額の支払い方法。協議書の合意後5～15業務日の間に、総額の50%を支払う。残金は牧戸が期日通りに家畜を処分し、用地内の建築物および付属施設を撤去し、草原使用証を返還した後に支払う。
- (三) 転居用住居の分配方法。協議書に合意した牧戸が90戸に達したら、旗の立ち退き転居事務局が統一組織で行う公開抽選の方法により転居用住居を分配する。住宅購入資金は協議書の補償金から差し引かれ、所有権は牧戸に帰する。

三、その他の関連事項

- (一) すべての草場が用地内にある牧戸は2011年11月末までにすべての家畜を処分すること。
- (二) 一部分の草地が用地内にある牧戸は、用地外の草地について「草畜平衡」⁹⁾の家畜飼養基準を厳格に適用し、2011年11月末までに基準をオーバーした家畜を処分すること。
- (三) 2012年5月末までに、用地内に居住している牧民は軍事用地内から転出する必要がある。建築物・構築物は自ら撤去し、撤去に際し発生する収入は牧民に帰する。
- (四) コンピュータへの登録漏れ、および出生後戸籍に登録していない人口は、本人が近日中に至急Aソム中心地の公安分局へ出向いて補充登録をすること。期限を過ぎても登録していない者は今回の立ち退きと転居の対象人口とならないが、当局はその責を負わない。

パンフレットおよびその他の関連文書の問題と牧民の対応

このパンフレットに「一回限りの困難補償金として1人10万元」および「新築住居の転居補助金は、立ち退き人口ごとに1人4.7万元」、つまり1人14.7万元という補償金額が示されている点や、牧地の1ムーあたり補助金が3元から5.1元に増額されている点から判断して、このパンフレットは2011年11月の「上訪」を受けて作成されたものと推測される。なお、この数字（1人14.7万元）と2012年3月末現在の補償金額として別のインフォーマントから得られた数字（1人14.9万元）との間には2000元の差が存在するが、この差異が数か月のタイムラグの間実施された再度の増額に起因するのか、あるいは記述ミスや記憶違いといった原因によるものか、現状では判断困難である。ただ、パンフレットの配布時期にはすでに期日を過ぎてしまっていると思われる「2011年11月までに」という表現が散見されることは興味深い。戸別交渉の際、この期日を緩和するという条件提示が、早期の合意に役立つという効果も見込めることであろうかとも推測可能である。

ただしD氏およびその家族は、このパンフレットを、「日付の記載も、どのレベルの政府が作成したのかという記載もなければ公印も押されていない。これではただの紙切れと同じだ」と酷評していた。むろん後述するように、パンフレットに提示されている補償の少なさに対する不満も存在するが、それよりも、仮に転居したとして誰が責任をもって補償を実施するのか、あるいは地方政府は本当に補償を実施する気があるのか、という根源的なレベルの不信が存在するのである。これは単なる根拠のない不安ではなく、彼らが過去の地方政府との関わりの中で学習してきた結果であると理解すべきであろう。

なお筆者は現物を参照していないが、彼らの元にはその後ソム政府の役人から「Z訓練基地牧民立ち退き転居実施法案」(Z訓練基地牧民搬遷安置実施法案)という文書も届けられたという。この文書には四子王旗政府が作成したことを示す「四政発【2011】133号」という文書番号が付されていたものの、いかなる政府機関の押印もないため、彼らはこの文書も正式な文書であるかどうか疑わしいと考えている。さらに、この「Z訓練基地牧民立ち退き転居実施法案」では牧民に補償すべき草原補償費・転居補助費・付属物補償に一言も言及していなかったという。

ただ、D氏によれば立ち退きに合意した牧民と取り交わす「Z訓練基地牧民立ち退き転居補償協議書」(Z訓練基地牧民搬遷安置補償協議書)にも、「甲と乙の共同の協議を通じ、一時的な転居に伴う困難の補償、財産損失補償、教育補償、住居補償、禁牧補助を行い…」と書いてあるだけで、具体的な金額に関する言及はないというので、やや逆説的であるが、補償への具体的な言及がないがゆえに、「Z訓練基地牧民立ち退き転居実施法案」が正式な文書である可能性は低くないだろう。むろん、問題は正式な文書である蓋然性の高いものほど具体的な補償に関する記述が欠如しており、具体的な条件提示はよりインフォーマルな形で行われる、という地方政府の交渉スタイルにあることは言うまでもない。

そもそも、D氏は牧畜を行えば1年で8～10万円の世帯収入があると述べており、それと比較すれば前述のパンフレットに記載された補償金は、彼の家族3人分を合計しても4～5年分の収入にしかならない。しかもパンフレットによれば、補償金から住宅購入費用を差し引かれることになっている。別のインフォーマントからの情報であるが、2013年8月現在、ウランホアでのアパートの分譲価格は1平方メートル当たり2800～3000元程度であり、F小区は1戸60～70平方メートル程度とのことであったため、F小区の住宅を市価で購入すれば17～21万円になる計。仮に原価を市価の半額と仮定しても、牧民としての年収に匹敵する出費を迫られる計算になる。さらに、中国での分譲住宅が玄関扉や便器、キッチンといった内装が一切含まれていない状態で販売されている点を考慮すれば、実際の出費はさらに増加することが容易に想像できる。

さらに禁牧の補償金についても、D氏の保有していた草地は約2000ムーしかない¹⁰⁾ため、

パンフレットに記載された基準では年額1万円ほどにしかない。さらに慣れない都市生活では収入を得ることが困難であることは、牧民自身が当然感じているのみならず、パンフレットにも生活保護を提供することが明言されていることから判断して、地方政府関係者も認めていると理解しうる。

結局のところD氏ら牧民の多くは、この程度の条件変更では立ち退きは到底同意できないと考えていた。すると、2012年の半ばころに牧地1ムーあたり200元の「草地補償費」が追加支給されることになったと、いう通知がAソムから来たという。だが、今回もソムの役人からの通知であることに不信感を抱いたことに加え、同時期に同じAソムで鉱山開発のために収用された土地に牧草地補償費の最低基準額として1ムーあたり2463元が提示されたことが牧民の怒りを誘い、彼らは再び「上訪」を計画する。彼らの「上訪」の背景には、2013年にZ訓練基地で実施されると噂されていた国際的な軍事演習（尾崎 2012：25）¹¹⁾までの残り時間が少なくなり、最終的には否応なく牧地から立ち退かされるだろうから、その前の最後のチャンスとして補償の上積みを求めようという心理が働いていたという。

その結果、彼らは2013年の春節（2月10日）明けの2月中旬、再びフフホトを經由して北京まで「上訪」へ向かうことになる。その際、前回と同様に旗より副旗長と公安が彼らについて来たという。筆者はD氏より、その際に彼らの携えていった要望書¹²⁾を閲覧させてもらう機会を得たので、以下にその全文を訳出する。なお、要望書はモンゴル語版と漢語版の2部作成されていたが、筆者が閲覧したのは漢語版の方である。

また、要望書の「請求人」の欄には「内蒙古ウランチャブ市四子王旗の草地を収用される牧民一同（牧戸470戸、1767人）」とあり、「被請求人」の欄は元々プリンタで「国家中央中規委¹³⁾（改行）法人代表：王岐山。職務：中共中央規検委書記」と印字されていたものを手書きで「Z訓練基地司令部（改行）Z訓練基地」と書き直してある。本要望書は、上記の「被請求人」欄でも「国家中央中規委」と「中共中央規検委」という表現が混在しているように、明らかな表記上の不統一が存在し、また法令に言及する際にも引用ミスと思われる箇所が若干存在する。本稿では訳出に当たり、法令の引用ミスと思われる部分は訂正したものの、表記上の不統一等に関しては文意が通じる限りオリジナルの表現を尊重している。

なお筆者が閲覧させてもらった文書には、最後の「此致（ここに申し上げる）」の次行に「内蒙古自治区人民政府」とあり、その下に右寄せで「請求人：（以下記載なし）」および具体的な日付の記載がない「年 月 日」という印字が存在した。D氏の説明では「「こういう文書を持って行った」とのことであったが、この文書は正式な提出書類というより、その直前段階の最終原稿として理解したほうが正確であろう。

要望書の原文

請求事項

- 一、「内政弁発【2011】143号」文献で確定した補償基準に照らして請求人に収用補償を実施すること
- 二、請求人の収用された家屋に対し財産権交換方式¹⁴⁾によって転居を行い、ならびに臨時転居補償を与えること

事実と理由

- 一、被請求人は牧草地の収用および土地収用補償・転居計画について法に従って公告を行っていない

請求人は等しく内モンゴル自治区ウラーンチャブ市四子王旗に属する牧民で、Z訓練基地の拡張により立ち退く牧民である。2011年末、請求人の居住するソムの幹部は口頭で、請求人が請け負っている草地は国防建設の必要により収用されると述べ、請求人に「牧民の立ち退きと転居に関する広報パンフレット」1部を与えた。宣伝パンフレット上にはただ漠然と立ち退き転居者の範囲・補償政策・就業政策及び補償の実行方法等が書かれているのみであった。請求人らは居住するソムの幹部に、土地収用の内容・土地収用の承認機関・承認文書番号・承認時期と承認用途、ならびに土地収用補償の法的根拠を尋ねたところ、我々は市および旗政府の指示と要求に従って処理し、請求人に対して土地収用に応じるかどうかの公告を行っただけであり、すべてご返答しかねるとの回答であった。そのため、請求人は土地収用の合法性に対してきわめて大きな異議を抱いている。

被請求人の上述の様なやり方は「土地管理法实施条例」第25条の規定「土地収用計画は法律に従って承認した後、被収用地の所在する市・県の人民政府が組織実施し、また（中略）農業人員の転居方法および土地収用補償の手続き期限等についても承認し、収用される土地の所在する郷（鎮）・村に公告を与える。（中略）市・県人民政府の土地行政主管部門は承認された土地収用計画に基づき、関連部門と共同で土地収用補償・転居方法の計画を立て、収容される土地の所在する郷（鎮）・村に公告を与え、収容される土地の農村集団経済組織と農民の意見を聴取する。土地収用補償・転居計画は市・県人民政府に報告し承認された後、市・県人民政府の土地行政主管部門が組織実施する。補償基準について争議がある場合は、県級以上の地方人民政府によって調整する。調整が成立しない場合は、土地を収用する人民政府の承認によって裁決する（以下略）」¹⁵⁾に違反している。また「土地収用の公告方法」（収用土地公告弁法）第4条および第7条¹⁶⁾の規定「収用される土地が所在する市・県人民政府は土地収用計画の承認文書を受け取った日から10業務日以内に土地収用の公告を行い、当市・県人民政府の土地行政主管部門が具体的な実施の責任を負わなくてはならない（第4条）」、「関連する市・県人

民政府の土地行政主管部門は関連部門と共同で承認された土地収用計画に従い、土地収用の公告日から45日以内に収用される土地の所有者を単位として収用補償・転居方法の計画を立て公告を与えなくてはならない（第7条）」にも違反しており、法律の定める手続きによることなく牧草地を収用するという重大な問題が存在する。

二、「Z 訓練基地牧民立ち退き転居実施法案」（Z 訓練基地牧民搬遷安置実施法案）（四政発【2011】133号）文書は、国家が補償範囲と基準を規定した法律に著しく違反し、請求人の合法的権益を大いに侵害している

「草原法」「内蒙古自治区草原管理条例」等の法律・法規は等しく、草原の収用・徴収では草原の請負経営者への草原補償費・転居補助費および付属物補償費の支払いが必要であることを明確に規定している。内蒙古自治区人民政府事務局は、土地収用業務中に存在する補償水準が低すぎる、同じ土地に異なった価格が提示されるなどの突出した問題を解決するために¹⁷⁾、「自治区の統一年産値基準と収用土地区画総合地価の公布と実施に関する通知」（関于公布実施自治区統一年産値標準和征地区片綜合地價的通知）（【2011】143号）を制定した。当通知では「新しい土地収用補償基準は集団の土地の総合的補償基準であり、土地補償費と転居補助費よりなる（未収作物補償費・地上付属物補償を含まない）。各地区の実施過程では当地区の実際状況に依拠し、補助の基準を適切に調整することができるが、自治区の公布した基準を下回することはできない」と規定している。

上述の法律および内蒙古自治区人民政府の実施した関連政策は、収用する草地の最低補償基準を明らかにしている。ソム政府職員が請求人に交付した、いかなる政府機関の押印もないいわゆる「Z 訓練基地牧民立ち退き転居実施法案」（四政発【2011】133号）文書は、国家の法律と内モンゴル自治区の土地収用に関連する規定を顧みず、法律の定めた手順で公告・意見聴取を行っていないだけでなく、請求人に補償すべき草原補償費・転居補助費・付属物補償に一言も言及していない。また牧民と取り交わした「Z 訓練基地牧民立ち退き転居補償協議書」（Z 訓練基地牧民搬遷安置補償協議書）には「甲と乙の共同の協議を通じ、一時的な転居に伴う困難の補償、財産損失補償、教育補償、住居補償、禁牧補助を行う」云々と書いてあるだけである。被請求人のこの種の、明らかに真相を隠そうとしているやり方は、請求人の合法的権益を大いに侵害した。さらに、その後追加支給することになったいわゆる草地補償費（200元／ムー）は、自治区の規定する牧草地補償費の最低基準2463元／ムー（C ガチャ¹⁸⁾）と大きな隔たりがある。

Z 軍事訓練基地の立ち退き牧民は二種類に分かれる。一つはすべての牧草地が軍事訓練基地に編入される牧民であり、もう一つは一部分の牧草地が軍事訓練基地に編入される牧民である。後者の現状は、牧草地の一部分のみが軍事訓練基地に編入されるため得られる補償金額が極めて少なく、残った広くない草地でも牧畜生産活動を正常に展開できないため、前者と比べ

てさらに劣悪である。

A ソム・E ソム¹⁹⁾ 政府は請求人を含む牧草地を収用される牧民と「転居補償協議書」を取り交わす権利を持たない。「土地管理法」第25条の規定「土地収用補償・転居計画は市・県人民政府に報告し承認された後、市・県人民政府の土地行政主管部門が組織実施する」により、今回の牧草地収用の実施機関は被請求人自身あるいは四子王旗土地管理局であるべきである。しかし土地を収用される牧民たちと協議書を取り交わし、請求人の牧草地収用を組織実施する主体はソム政府となっている。これは明らかに上述の法律の規定に違反している。

「土地管理法」第25条の規定「土地収用補償・転居計画は市・県人民政府に報告し承認された後、市・県人民政府の土地行政主管部門が組織実施する。補償基準について争議がある場合は、県級以上の地方人民政府によって調整する。調整が成立しない場合は、土地を収用する人民政府の承認によって裁決する」および、「土地収用補償・移転の争議を調整裁定する制度の加速推進に関わる通知」（关于加快推进征地补偿安置争议协调裁定制度的通知）（国土資発【2006】133）第2条第3項の規定「協議と裁決の順序を規範化する。順序の設定に際し、まず協議ありきで、協議に重きをなすという原則を貫徹しなければならない。すなわち当事者はまず土地収用補償と転居の計画を立てた市・県人民政府の一級上の人民政府に協議を申請すべきである。協議を経ない案件は、裁決を行うことはできない」により、請求人は法律に基づいて貴機関に対して協議を申請する。法律に基づき、迅速に、適切に処理を行うことが喫緊の要望である！

ここに申し上げる。

おわりにかえて

彼らの「上訪」の要望書における論点は、基本的にすでに述べたことの繰り返しである。つまり、本来交渉権限を持たないはずのエージェント（ソム政府）が、効力の不確かな文書もしくは口頭の説明によって牧民の立ち退きを説得するという、交渉の枠組みそのものに対する不満と、牧地やそこに建てられている家屋等に対して提示されている補償金が安すぎるため、牧民以外の生活をした経験のない人々にとって将来の生活像が描けないという不満が融合し、彼らを「上訪」に駆り立てているのだと理解できる。あまりにフレキシブルな中華人民共和国の行政的手続きに関わる交渉を少しでも有利に進める手段の一つとして、彼らは、おそらくは同国に居住するモンゴル族以外の多くの人々と同様に、こうした要望書をしたため、それをフフホトや北京へ持参するのである。むろん、その効果はすでに拙論で論じたように、無力ではないものの限界もまた存在するのが現実である（尾崎 2012）。

実際問題としてD氏は2013年8月現在、すでに故郷の牧地には居住していなかった。もちろん、これは彼としても「上訪」以前より避けられないと自覚していた事態である。また彼ら

は旗中心地のアパートに居住していたので、住居の確保はできたことになるが、彼らの唯一の収入源は月に1人440元の生活保護のみであった。彼らが移転して数か月経過していたものの、追加支給として決定されたはずの牧地1ムーあたり200元の「草地補償費」は全く支払われていない、とのことであった。

彼らが住むF小区は、入り口に警備員が常駐し、その住居区画の小ささとはアンバランスな印象が否めない高級乗用車が頻繁に出入りする、一種異様な雰囲気醸し出している一角であった。おそらく高級乗用車の主は住民ではなく、旗など地方政府の幹部であると想像される。元牧民たちと政府との交渉は、彼らが牧地を立ち退いてもなお、継続しているのである。彼らの「上訪」の後、2013年5月には内モンゴル自治区政府からの文書が発せられている。また軍事演習実施後も牧民側の抗議行動は散発的に行われており、立ち退き対象となりながらもまだ現地に残っている牧民も存在するという。

筆者がインタビュー後にF小区内で写真を撮影していたところ、モンゴル族の住民と思われる中年男性が漢語で「写真は撮らせない」(不让拍照片)と言ってきた。その男性はD氏の知り合いで、D氏の取りなしにより問題がこじれる事はなかったが、これもF小区が多様な利害と思惑が交錯する、敏感な場所であることを傍証するエピソードであろう。

なお、彼らが怒りの対象としている、前述の牧地1ムーあたり200元という補償額の算出を巡っては、彼らの牧地が国有地なのか、あるいは集団所有の公有地なのかという地目の問題と切り離して論じることができない。簡単に言うと牧民たちは、公有地の正当なる請負権利者なのか、国有地を勝手に利用している占拠者なのかによって、補償額の見積もりに10倍以上もの格差が生じることになるのである。

事実、彼らの牧地の地目を巡る問題と2013年5月に発せられた文書に密接な関連があることは、その文面にざっと目を通しただけでも明らかである。ただ、こうした問題を論じるには他の資料も含め、歴史的な変遷を詳細に検討することが必要となるため、本件の2013年2月以降の動向に関しては別稿にて後日検討することとしたい。

注

- 1) 尾崎(2012)と同様、本稿でも地名等の情報に関しては意図的に情報量を落として記述するという方針を採用している。また、本稿で言及するウェブサイトの閲覧日は全て2013年8月30日である。
- 2) 中国の分譲アパートでは、玄関の扉から部屋の内装、また浴槽や便器に至るまで入居者が自ら購入・設置する必要があるため、新築アパートへの入居プロセスが長期間に及ぶことは珍しくない。D氏の「4～5月ころ」というあいまいな表現も、こうしたプロセスを反映していると想像される。
- 3) 「人戸一致」については、中国の複数のウェブサイトで以下のような説明がなされている。「所謂“人戸一致”，是指户口簿户主必须与房屋产权证或购房合同的产权人一致，户口簿地址与产权证地址一致」(いわゆる「人戸一致」とは、戸籍簿の戸主と不動産権利証もしくは不動産購入契約の権利者が一致し、戸籍簿の住所と不動産権利証の住所

が一致していることを指す) (広州日報 2012年5月29日 FSA23版「“人戸不一致” 新生家長需尽快办理户籍迁移”(“人戸不一致” の新生児の家長は早急に戸籍移転の手続きをする必要がある) http://gzdaily.dayoo.com/html/2012-05/29/content_1717193.htm)。

- 4) 原文「入托費」で、直訳すれば「託児所代」だが、実際には幼稚園の費用と思われる。
- 5) 失業者や一時帰休者等の生活困窮を対象とする生活保護のこと (松久保 2001: 87)。
- 6) 集団化時期より農村で行われている、衣・食・燃料・教育・葬儀に関する補助を行う生活保護のこと (松久保 2001:88-89)。
- 7) 国家草原生態保護補助奨励資金より補助金を受け取れる禁牧地域のこと。2011年12月19日付「内蒙古日報デジタル版」では、2011年に開始した本制度によりホロンバイル市では1億ムーの牧地が「国家草原生態補奨資金」を受け取れると報道している (<http://szb.northnews.cn/nmgrb/page/52/2011-12-19/02/90091324257934053.pdf>)。
- 8) 「一卡通」は本来、招商銀行の多機能キャッシュカード発行口座の商品名である。ここでは招商銀行の「一卡通」口座そのもの、もしくは他行でそれに類似するサービスを提供している実名総合口座のことを指していると思われる (招商銀行“一卡通” <http://www.cmbchina.com/personal/allinonecard/CardInfo.aspx?guid=80e1a8e6-a246-4a79-93fe-919b5e2f80d6>)。
- 9) 地方政府の定める牧養力の基準値であり、2013年8月の調査当時、四子王旗では「30ムーで1ヒツジ単位が飼養可能」というのが標準であった。
- 10) D氏の父親が請け負っていた牧地は約9000ムーであったが、兄弟で分割相続した結果このような事態に至ったという。
- 11) この軍事演習については新華社の「新華網」(2013年5月29日掲載)でも2013年6月下旬に実施されることなどが報道されたが、牧民たちの噂のように国際的軍事演習であるとの言及はなされていなかった (“China's military to drill on digitalized forces” http://news.xinhuanet.com/english/china/2013-05/29/c_132415053.htm)。
- 12) 原文は「請求書」となっている。
- 13) 正式名称は「中国共産党中央規律検査委員会」である。
- 14) 原文は「産権調換」で、立ち退き転居先の家屋と元々居住していた家屋の財産権を交換する形式の補償方法である。両家屋の評価額差は「国有地上の家屋徴収と補償の規定」(国有土地上房屋征收与補償条例) 第21条に規定されているように、金銭で穴埋めするのが一般的である。なお、本稿に関連する法令等の原文は本稿末尾に補足資料として掲載してある。
- 15) 要望書の原文には途中、「中略」等の表示なく引用文が省略されている箇所が存在するため、翻訳に際しては「國務院広報」のウェブページに掲載されている「中華人民共和國土地管理法实施条例」を参照した。
- 16) 要望書の原文には「第4条」とのみ記載されているが、実際には第7条にも言及されているため、筆者の判断により訳文には「第7条」という文言も加えた。
- 17) 原文では「为了解」となっているが、それでは文意が通じないため、「为了解决」の意として解釈した。
- 18) Aソムに属するガチャ(村)の一つ。
- 19) 今回の立ち退き対象となっているエリアには、Aソムのみならず、隣接するEソムの牧地も含まれている。

参考文献

松久保博章

2001 「五保制度—中国農村における公的扶助制度」『海外社会保障研究』134:87-92。

尾崎孝宏

2012 「牧地争いをめぐる語りと実践—中国内モンゴル自治区の1事例より—」『人文学科論集』76:45-66。

補足資料（本校に関連する部分のみ抜粋し掲載）

1. 国有地上の家屋徴収と補償の規定

中华人民共和国国务院令
第590号

《国有土地上房屋征收与补偿条例》已经2011年1月19日国务院第141次常务会议通过，现予公布，自公布之日起施行。

总 理 温家宝

二〇一一年一月二十一日

国有土地上房屋征收与补偿条例 / 国务院令 第590号

第三章 补偿

第二十一条 被征收人可以选择货币补偿，也可以选择房屋产权调换。

被征收人选择房屋产权调换的，市、县级人民政府应当提供用于产权调换的房屋，并与被征收人计算、结清被征收房屋价值与用于产权调换房屋价值的差价。

因旧城区改建征收个人住宅，被征收人选择在改建地段进行房屋产权调换的，作出房屋征收决定的市、县级人民政府应当提供改建地段或者就近地段的房屋。

出典：「中华人民共和国中央政府 公文公报 国有土地上房屋征收与补偿条例」

(http://www.gov.cn/zwzk/2011-01/21/content_1790111.htm)

2. 中華人民共和国土地管理法実施規定

中华人民共和国土地管理法实施条例

(1998年12月27日中华人民共和国国务院令第256号发布 根据2011年1月8日《国务院关于废止和修改部分行政法规的决定》修订)

第二十五条 征收土地方案经依法批准后，由被征收土地所在地的市、县人民政府组织实施，并将批准征地机关、批准文号、征收土地的用途、范围、面积以及征地补偿标准、农业人员安置办法和办理征地补偿的期限等，在被征收土地所在地的乡（镇）、村予以公告。

被征收土地的所有权人、使用权人应当在公告规定的期限内，持土地权属证书到公告指定的人民政府土地行政主管部门办理征地补偿登记。

市、县人民政府土地行政主管部门根据经批准的征收土地方案，会同有关部门拟订征地补偿、安置方案，在被征收土地所在地的乡（镇）、村予以公告，听取被征收土地的农村集体经济组织和农民的意见。征地补偿、安置方案报市、县人民政府批准后，由市、县人民政府土地行政主管部门组织实施。对补偿标准有争议的，由县级以上地方人民政府协调；协调不成的，由批准征收土地的人民政府裁决。征地补偿、安置争议不影响征收土地方案的实施。

征收土地的各项费用应当自征地补偿、安置方案批准之日起3个月内全额支付。

出典：「中华人民共和国中央政府 国务院公报 中华人民共和国土地管理法实施条例」

(http://www.gov.cn/gongbao/content/2011/content_1860861.htm)

3. 土地収用の公告方法

中华人民共和国国土资源部令
第10号

《征用土地公告办法》，已经2001年10月18日国土资源部第9次部务会议通过，现予发布，自2002年1月1日起施行。

征用土地公告办法

第四条 被征用土地所在地的市、县人民政府应当在收到征用土地方案批准文件之日起10个工作日内进行征用土地公告，该市、县人民政府土地行政主管部门负责具体实施。

第七条 有关市、县人民政府土地行政主管部门会同有关部门根据批准的征用土地方案，在征用土地公告之日起45日内以被征用土地的所有权人为单位拟订征地补偿、安置方案并予以公告。

出典：「中华人民共和国中央政府 国务院公报 中华人民共和国国土资源部令（第10号）征用土地公告办法」
(http://www.gov.cn/gongbao/content/2002/content_61573.htm)

4. 土地収用補償・移転の争議を調整裁定する制度の加速推進に関わる通知 关于加快推进征地补偿安置争议协调裁决制度的通知 国土资发[2006]133号

二、全面把握征地补偿安置争议协调裁决制度的基本内容

征地补偿安置争议协调裁决制度，是一项具有自身特点、专门针对征地补偿安置争议设立的纠纷解决制度，必须坚持政府主导、公众参与、重在协调的原则。各地在制定地方性的征地补偿安置争议协调裁决办法的过程中，要注意全面把握征地补偿安置争议协调裁决制度的基本内容：

（三）必须规范协调和裁决的程序。在程序设定上，首先必须贯彻协调前置、重在协调的原则，即当事人应当先向拟定征地补偿安置方案的市、县人民政府的上一级人民政府申请协调。未经协调的案件，不能进行裁决。裁决机关受理裁决案件后，也要先行组织协调。经协调达不成一致意见的，依法作出裁决决定。协调意见书经双方当事人签字同意后，即发生法律效力。其次要体现便民、高效和公开的原则。裁决机关接受裁决申请的方式要多种多样，传真，电子邮件等形式都应当允许；协调和裁决都必须要有明确的时限要求，防止裁决案件久拖不决；协调和裁决的程序、过程和结果都要公开透明。

出典：「保靖县人民政府 国家法律法规《关于加快推进征地补偿安置争议协调裁决制度的通知》」
(<http://www.bjzf.gov.cn/html/zwx/falvfagui/20060729/17559.html>)」

本稿は、平成25年度科学研究費補助金基盤B（一般）「モンゴルの「遊牧知」の検証と気象災害対策への活用」（研究代表者：森永由紀）の成果の一部をなすものである。